

## 印鑑レス口座取引規定

本規定は印鑑レス口座取引に関する取扱いを定めたものです。

### 第1条【印鑑レス口座】

1. 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出をおこなわない口座をいいます。
2. 印鑑レス口座とできるのは「北海道銀行口座開設アプリ」または当行ホームページ上から申し込みをした普通預金口座（総合口座を含みます）および、当該口座を指定預金口座とする投資信託口座です。

### 第2条【取引の制限】

1. 印鑑レス口座を開設するには、預金口座を新規に開設するものとします。既にある預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
2. 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、同時にキャッシュカードおよびインターネットバンキング「道銀ダイレクトサービス」を申し込むものとします。
3. 印鑑レス口座の取引継続中は、印鑑レス口座に発行されたキャッシュカードの解約（ただし、各種「道銀キャッシュ・クレジットカード」への切替は除く）および「道銀ダイレクトサービス」の解約をおこなわないものとします。
4. 印鑑レス口座では以下の取引をおこなうことはできません。
  - (1) 法令等により捺印を必要とする取引
  - (2) 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
  - (3) その他当行が届出印の押印が必要と定める取引

### 第3条【印鑑レス口座にかかる取引】

1. 印鑑レス口座での取引をおこなう場合、原則として「道銀ダイレクトサービス」または現金自動入出金機（ATM）の利用によりおこなうものとします。
2. お客様が、当行の本支店窓口において印鑑レス口座の取引をされる場合は、当行が別途定める本人確認をおこなうものとします。
3. 当行がお客様の印鑑レス口座での取引依頼の受け付けを、第2条4項に掲げる取引に該当すること等を理由に謝絶したことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

す。

#### **第4条【他の規定の適用】**

印鑑レス口座取引については、「総合口座取引規定」「普通預金規定」「道銀キャッシュカード規定」「道銀Web専用口座（スマートLeaf）関連規定」「道銀ダイレクトサービスご利用規定」（これらに付随する特約を含みます）も適用されるものとし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合は、本規定が優先して適用されるものとします。

#### **第5条【規定の変更】**

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法（平成二十九年六月二日法律第四十四号による改正後のものをいい、その後の改正を含む）第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2021年3月1日制定)